

○第 4 次芦屋市地域福祉計画策定体制（案）

様々な人の参加と協働で、芦屋の地域福祉を展望します

**1 市民参加による行政・専門職との協働活動の充実**

<題材>

- 市民会議
- 地域福祉アクションプログラム推進協議会
- 地域発信型ネットワーク

公民協働の取組のアイデアを具体的な活動へつなぐことや、地域住民の活動をネットワークでつなぎ・広げる地域づくりを考えます

市民意識調査

関係団体ヒアリング

◎はリーダー  
◆は社協の役割

検討チーム A

◎ 社会福祉協議会担当課長，市民会議等に関わりのある市民，関係機関，社協  
◆ 社協が主体となり取組みます

**2 重層的な支援体制にむけての既存事業・体制の見直し**

<題材>

- 生活困窮者自立支援制度
- 権利擁護支援
- 生活支援体制整備事業

重層的支援体制の整備に向け、包括的相談支援や地域づくり支援の核となる事業の機能や支援力の向上を考えます

検討チーム B

◎ 地域共生推進担当課長，関係機関，関係課  
◆ 社協内部の相談体制を構築します

**3 多様な主体の参加につながるまちづくりの仕組み**

<題材>

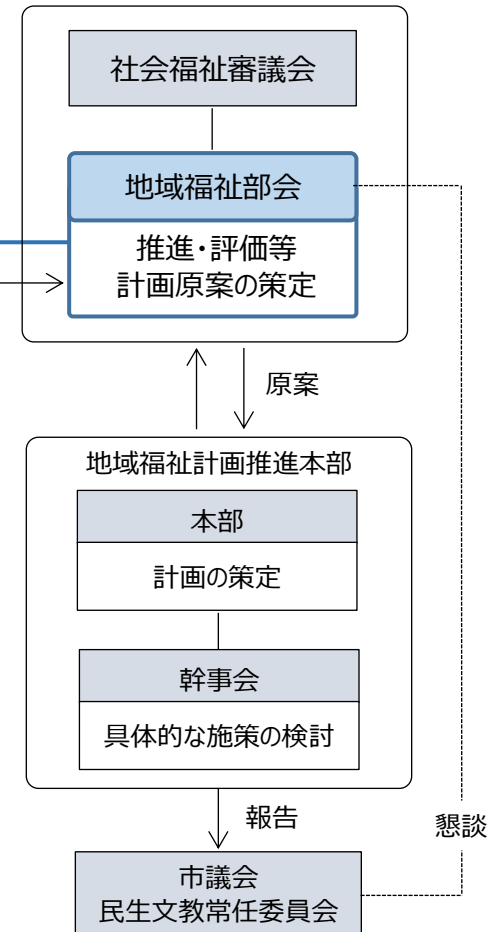
- 「こえる場！」との協働
- つながる居場所づくり
- 参加型のしごとづくり

地域活動を行っている企業・団体等の多様な分野の人や地域と関わる人の参加を増やし、つながりの再発見と創出を考えます

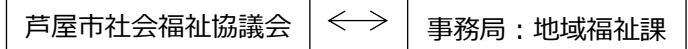
検討チーム C

◎ 地域福祉課長，市民，企業・団体等関係機関，関係課  
◆ 社協の強みを活かし協働します

1 ~ 3 を計画策定の柱とし、地域福祉部会のもとに「検討チーム」を組織して、テーマに応じた検討を行います



情報共有・連携



## ○第4次芦屋市地域福祉計画の策定体制（案）

これまでの策定方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域生活課題の把握や地域福祉に関わる様々な人々の思いを計画に反映するため、計画策定のプロセスにおいて、市民や関係者の主体的な参加と計画の推進が図られるよう市民会議や関係団体等へのヒアリングを実施している。</li> <li>➤ また、市民意識調査により市民の意見を広く取り入れ、より普遍的な意識やニーズ等を踏まえた課題を明らかにして計画に反映している。</li> </ul>
背景・第4次地域福祉計画の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 計画の策定にあたっては、幅広い市民の思いやニーズを反映するとともに、平成29年の社会福祉法の一部改正（平成30年4月施行）で規定された地域福祉推進の理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されたことを踏まえる必要がある。</li> <li>➤ また、平成29年3月に国が成年後見制度の利用促進基本計画を策定し、制度利用促進に向けての方向性が示された。</li> <li>➤ 更に、令和2年の社会福祉法の改正において、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な支援体制の構築ができるよう、「Ⅰ相談支援」、「Ⅱ参加支援」、「Ⅲ地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設された。</li> <li>➤ 計画策定のプロセスを活用し、関係者間の合意形成と創意工夫により、市が主体となって包括的な支援体制を整備していく必要がある。</li> <li>➤ 現行計画において新たに形成されたネットワークを活用し、地域活動を行っている企業・団体等を含めた幅広いニーズの把握や多様なかたちでの参画・協働を進め、地域福祉とまちづくりのつながりを発展させていく必要がある。</li> </ul>



第4次地域福祉計画の策定方法
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの策定方法でも重視してきた、計画策定のプロセスにおける市民や関係者の主体的な参加を図り、幅広い市民の思いやニーズを計画に反映するとともに、地域福祉活動が行政や専門職との協働活動としても展開できる仕組みを強化します。</li> <li>2 既存の相談支援・地域支援等の事業や取組が、社会福祉法の改正により新たに創設された重層的支援体制事業の中で、効果的に機能するための見直しを行う。</li> <li>3 地域活動を行っている企業・団体等を含め、幅広い立場の人の多様なかたちでの参加と協働により、人と人、人と地域とのつながりづくりを促進するまちづくりの仕組みを検討する。</li> </ol>